

第5章

調査計画書についての

環境の保全の見地からの意見の概要

第5章 調査計画書についての環境の保全の見地からの意見の概要

「(仮称) 株式会社シタラ興産 レガリア 一廃・産廃処理施設整備事業に係る環境影響評価調査計画書」(令和2年10月、株式会社シタラ興産)に関し、「埼玉県環境影響評価条例」第6条の規定に基づき、縦覧を行い、環境の保全の見地からの意見を有する者から意見が1通提出された。その意見の概要は表5-1に示すとおりである。

表 5-1 意見の概要

項目	項	意見の概要
事業計画全般	—	廃棄物の適正処理及び減量化に寄与する設備であると共にサーマルリサイクルを考慮した計画となっており、施設が早期に有効使用されるように希望します。
対象事業の概要	2-2	施設の供用開始前には、受入物の事前の分別基準を設け、受入対象物の明確化を願います。
調査項目	4-2	施設の計画地は既存の工業団地内にあり、新たに森林や緑地を開発する行為を伴わないため、動植物、生態系、史跡文化財等に関しての必要以上の調査は再検討しても良いのではないかと。但し、調査対象から除外する場合は、除外理由を明確にしてください。
調査計画書全般	—	計画書に誤記等があるので訂正をお願いします。